

官公需適格組合に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領
(物品調達等に係る契約及び業務委託契約)

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の当該競争入札参加資格の審査における、官公需適格組合の特例に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「官公需適格組合」とは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、官公需適格組合が次に掲げる事項のいずれにも該当する者のうちから指定した者をいう。この場合において審査対象者の数は、5を超えてはならないものとする。

- (1) 当該官公需適格組合の組合員であること。
- (2) 当該官公需適格組合の理事又は当該官公需適格組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項により準用する第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(官公需適格組合の特例)

第3条 官公需適格組合の入札参加資格の格付等級の決定に係る審査においては、次のとおり特例を設けるものとする。

- (1) 自己資本額
官公需適格組合及び審査対象者の直前営業年度における自己資本額の合計
- (2) 流動比率
官公需適格組合及び審査対象者の直前営業年度の決算による流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）の平均
- (3) 設備の残存価格
官公需適格組合及び審査対象者の直前営業年度の決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価格の合計
- (4) 職員数
官公需適格組合及び審査対象者の申請日の前日における営業に従事する職員の数の合計
- (5) 営業年数
官公需適格組合及び審査対象者の申請日の前日までの営業年数の平均
- (6) 清掃業務に係る営業年数
官公需適格組合及び審査対象者の申請日の前日までの清掃業務に係る営業年数の平均
- (7) 年間平均売上高
官公需適格組合及び審査対象者の直前営業年度の決算日以前2年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高の合計
- (8) 清掃業務に係る年間平均売上高
官公需適格組合及び審査対象者の清掃業務に係る直前営業年度の決算日以前

2年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高の合計
(適用対象等)

第4条 前条に規定する特例は、令和7年6月20日付け山口県告示第214号の入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)(以下「申請書」という。)に適格組合証明の写しを添えて申請した者に適用するものとする。

2 本要領の特例の適用を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。また、次の(6)から(8)までに掲げる書類については、当該組合だけでなく、審査対象者の書類も添付するものとする。ただし、審査対象者が個別に入札参加資格審査申請をしている場合は、これらを省略することができる。

- (1) 入札参加資格審査申請総括表(官公需適格組合)(様式1)
- (2) 適格組合証明の写し
- (3) 審査対象者名簿(様式2)
- (4) 役員名簿(様式3)
- (5) 組合員名簿(様式4)
- (6) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては令和7年6月20日付け山口県告示第214号の誓約書(別記第2号様式)
- (7) 納税証明書
- (8) 法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては資産負債調及び損益計算書
- (9) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあっては、これらを受けていることを証する書類(建築物清掃業者にあっては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し)
- (10) 官公需適格組合が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項に規定するものにあっては、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (11) 官公需適格組合が申請日時時点で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第5項の規定により届出をおこなっている場合にあっては、同法施行規則第1条の規定により都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定届の写し(ただし、申請日時時点で計画期間中であるものに限る。)
- (12) やまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた官公需適格組合にあっては、当該登録証の写し
- (13) 国際標準化機構よりISO14001の認証を取得した官公需適格組合にあっては、当該認証に係る登録証の写し
- (14) 一般財団法人持続性推進機構よりエコアクション21の認証を受け及び登録された官公需適格組合にあっては、当該認証及び登録証の写し
- (15) その他知事が特に必要があると認める書類
(変更の届出等)

第5条 第3条の特例の適用を受けて入札参加資格があると決定された官公需適格組合は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 審査対象者が第2条第2項各号の一に該当しなくなったとき。
 - (2) 第4条第2項の第3号及び第4号に掲げる事項に変更があったとき。
 - (3) 適格組合証明を取り消されたとき。
 - (4) 適格組合証明の更新を受けたとき。
- 2 知事は、有資格組合から第1項の第1号、第3号若しくは第4号に該当することとなった旨の届出があった場合又は適格組合証明の有効期間が経過した後、1月以

内に第1項第4号に該当することとなった旨の届出がない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格の決定を変更するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年9月30日において有効期間が満了する入札参加資格の審査については、なお、従前の例による。